

ドイツ・フッガー社における 内部監査の構図

内 藤 文 雄

Ⅰ. 開題

現代社会ではさまざまな監査が実施されている。そのなかで、監査研究は、投資者保護を目的としたディスクロージャー制度での財務諸表監査を主たる対象としてきている。しかし、監査はこれだけにとどまるものではない。財務諸表監査は、経営管理的な内部監査や株式会社の統治機構としての監査役会による決算監査や取締役職務の監査からの発展の経路のなかで実践されてきた。本稿では、ドイツにおける監査の始まりを確認したうえで、ドイツの監査制度の起源とされるフッガー社の内部監査を取り上げ、監査の原初形態を構造論的に解明することを目的とする。

わが国商法・会社法など株式会社を規制する法制度は、当初、ドイツ商法典を参考にして制定されていたことから、わが国の株式会社の監査の考え方は、ドイツにおけるそれを反映していたものと推測できるゆえに、ドイツでの監査の源流を探ることに意義があるものと考えている。

Ⅱ. ドイツにおける監査の始まり

ローマ教皇の支配下での地方多領主制のドイツが経済的に目覚めたのは14世紀である。

当時、原始的な簿記の様式が採用されていたほか、当時の会計システムの

ドイツ・フッガー社における内部監査の構図（内藤文雄）

レビューも、現在知られているなかで最も単純な形式で実行されていたとされる。これを裏付ける史実として、たとえば、14世紀（1354年頃）には、会社は「リューベック・ニーダーシュタット登記簿」への登録後、事業の記録を公的に保持する義務があったこと⁽¹⁾や、また、1383年から1407年までのレーゲンスブルクのランティンガー（Runtinger）社の商事帳簿（Handlungsbuch）について、財政当局は、公平な証人の前で、会計と残高確認（Saldoziehung）に関する「聴聞（Abhören）」を行わせたことが指摘されている（Karoli 1934, 15）。

その後、商社が誕生し、通常の決算に加え、商社が解散するときには正確な会計が必要であり、監査の発展にもプラスの影響を与えた。財政当局は、個々の商社の会計に早い段階で関心を示し、帳簿に基づいて作成された申告書が財政当局によってチェックされていた。しかし、ドイツの監査制度の起源は、行政による会社の会計チェックに関するイニシアチブとはあまり関係しない。

ドイツの監査制度の起源は、16世紀の大規模な商社の出現にともなう、内部監査と統制であるとされる。その代表例がフッガー社（die Fugger）であり、特に国外支店との決済に関して、広範な商品取引や信用取引を行い、多額の出資金を得ていたほか、たとえば、種々の商社の大公債券を持っており、それらの監査の必要性が生じていた。かかる内部監査は、帳簿間の計算上の整合性のチェックを通して財産管理を目的としていた⁽²⁾（詳細は後述）。

(1) 商事帳簿には手続上の証拠能力があった。マティアス・ランティンガーが1390年にその商事帳簿において、財政状態の記録に、一種の「暗号で、つまりおそらく脱税の目的」で、一般的なローマ数字の代わりにインド数字を使用したという事実は、帳簿に基づいて作成された申告書が財政当局によってチェックされていたことを示唆している（Karoli 1934, 15）。

(2) このほか、アウグスブルクの Sebastian Neidhard's Erben 社の1559-1570年の秘密帳簿には、実施された監査の結果について次のメモ（kleiner Zettel）が付けられた。「収入と支出のすべての項目は、David Langemantel の4つの Quaderni（帳

近代的な会計監査がその目的とする、貸借対照表の正規性と元帳（負債簿）との一致の証明は、ヴェツラーの当時の帝国王室裁判所の訴訟記録文書において、1578年に初めて行われた。ただし、この証明は、監査人がその宣誓で

簿）に一致している。つまり、2つの Zornal と 2つの Schuldbuch（債務帳）であり、1つ目は Ao 53年11月4日に始まり、Ao 61年4月5日に終わり、2つ目は Ao 61年4月6日に始まり、Ao 63年4月20日に終わる」(Alle Posten im Einnemen und Ausgeben stimmen durchaus mit des David Langemantels vier Quaderni, zu wissen: 2 Zornal und 2 Schuldbuch, die ersten fangen, an adi 4. November Ao 53 und enden sich adi 5. April Ao 61; die andern adi 6. April Ao 61 und enden sich adi 20. April Ao 63.) (Penndorf 1913-2, 79)。このメモは、貸借対照表の正規性、つまり、財産計算書の正規性を確定するものではなく、収入と支出のレビューの結果のみを確認するものである (Karoli 1934, 67)。このような監査 (Revision) の大部分は、16世紀の終わりまでにドイツで確立された複式簿記システムに従った記帳にすでに基づいていた (Karoli 1934, 16)。

(3) アントワープ市の評議会は、1578年に、簿記係が「正しく」記帳した簿記記録が添付されていることを表出している。このドキュメントには次のように書かれている (Karoli 1934, 67)。

「この書簡を見たり、聞いたり、読んだりするすべての人に対して、アントワープ市の市長、市議員および議会は挨拶する。

我々は、今日の日付で、商人ポール・デシャンブの要請により、特異な姿の約30歳の帳簿士であるウルフ・ウォルターがこの町に居住し、聖人たちに対して肉体的な誓いを立て、自己に誠実かつ意図的であると誓ったうえで、次の通り断言したことを、ここに公正さをもって知らせ、かつ証明する。

ウォルター証人が、グリューター夫人、ローランド・マリオンおよびポール・デシャンブの会社に関して、帳簿士でもあるハインリッヒ・ケルテンホッフラーによって根拠づけられた帳簿から、我々の本書簡が添付された債務記録簿を作成したこと、および、ウォルター証人がその際誠意を持って行動し、かつ常に彼の知識と資質を最大限に発揮した。

また、ウォルター証人は、帳簿から、同様に添付された貸借対照表を作成したが、貸借対照表も真実であり、かつ、前述の債務記録簿に「準拠」している。

さらに、ウォルター証人は、上記のポール・デシャンブが貸借対照表を締め切るために、可能な限り悪巧みを除いて、彼の最大限の勤勉さと熱意をすべて使用したことを保証している。

本書簡には、事前に登録されたアントワープの都市の表彰の印章を添付した。

日付：私たちの主の年、1578年5月13日」

このやや広範であるが非常に興味深く有益な確認について注目に値するのは、それが監査人によってではなく、監査人の証言に基づいて司法当局によって書面で行われたこと、および監査人がその宣誓で「誓い、肯定した」ことである (Karoli 1934,

ドイツ・フッガー社における内部監査の構図（内藤文雄）

「誓い、肯定した」ことに基づいて、司法当局が書面によってこれを行ったことに注意する必要がある。この頃、個々の会社で雇用されている監査人（Revisor）とならんで、「法廷で宣誓された」帳簿監査人も出現し、監査の専門職が登場するが、貸借対照表の正規性と元帳（負債簿）との一致の証明は司法当局が担っている。⁽⁴⁾

この状況に変化が訪れるのは、18世紀である。18世紀に監査制度の重要性が増したことを裏付ける史実は、当初、商事紛争にのみ関与していた宣誓帳

67)。

この証明に説明されている事案の概要は、次の通りである（Penndorf 1913-2, 157-158）。

ミュンスター市の評議員であったヨハン・グリユーターは、1566年にローランド・マリン、ポール・デションとともにアントワープに貿易会社を設立していた。グリユーターの死後、彼の未亡人が「適切な会計と回答」を要求した。マリンが2年間リトアニアに滞在していたこともあり、清算は長引いた。そのため、1578年の初めに、帳簿士のハインリッヒ・ケルテンホーファーが帳簿整理を命じられ、彼が仕訳した結果を帳簿士のウルフ・ウォルターが負債簿に転記し、貸借対照表を作成した。その結果、マリンとグリユーターとの負債額が明らかになる。これら2人の帳簿士が帳簿を整理した後、宣誓によってこれを確認したわけである。この評議会での証明ののち、マリンは帳簿に異議を唱え、訴訟を起こすが、シュパイアー帝国裁判所において、2人の帳簿士の証言が大きな役割を果たし、マリンは最終的に代理の帳簿士が作成し、宣誓した会計を承認した。

(4) 17世紀と18世紀のドイツにおける監査制度の発展がどのように詳細に行われたかは、既存の文書や文献に基づいて正確に追跡することはできない。しかし、自由職業人の監査人の地位の出現が続き、法廷で宣誓された帳簿監査人がこれまで以上に頻繁に出現するようになったため、特に専門的な観点から進歩が見られたと考えられる。この発展の基礎は、大手商社の内部監査人、または、特に、会社の清算と紛争から生じる法的紛争によって提供された（Karoli 1934, 17）。

また、Penndorf (1932) によれば、「個々の商社では、内部監査のために配置し、当該会社に宣誓した監査人のために、監査を行うためのガイドラインを発行した。これらを見ると、監査人の仕事は形式的な『会計検査』だけではなく、『組合に忠誠を誓い、組合の最善、利益、繁栄を促進し、能力の限りを尽くして損害や不利益を回避し、勤勉で慎重であることを証明する』ことが求められていた（鉱業・精錬業のマンズフェルド株式会社の経営者が1729年に発行した委任した監査指示書が *Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung* 1933, No. 5, S. 270 ff に掲載されている。）」(S. 313)

簿監査人の職務範囲が拡大したこと（1753年ハンブルク市条例による破産管財人の職務の割当・指定）、および、監査技術をより詳細に扱った最初の論文、マルティン・オイラー（Martin Euler）著の「Handlungs-Kontorist」が登場したこと（1792年）である。ここでは、次のような最初の「確認の付記」（監査証明書，**Bestätigungsvermerk**）のひな型が見いだされる（Karoli 1934, 68）。

上記の点は、**Saltung** と **Webrischen** において、監査のために私に委任された商事帳簿を正確かつ厳密に通読した結果であり、不正確または疑わしいことが判明しましたので、宣誓して証明（**attestieren**）します。

地名，日付 署名

(Obstehendes sind die Punkte, so wie sie in den Saltung- und Webrischen mir zur Revision übertragen Handlungsbüchern nach genauer scharfer Durchsicht als unrichtig oder zweifelhaft zu Augen gekommen, welches eidlich attestiert: ...den... N. N.)

ドイツではすでに1570年から監査人が宣誓の下で業務を行っていたという事実から、監査人は宣誓によって誠実な監査を行うことが奨励されており、宣誓違反に対する過失行為に責任を問われたと結論付けることができる。当時すでに存在していた監査人の責任を考慮すると、監査人は、監査終了時に確認の意味で一つの判断を通常下しており、おそらく多数のケースで口頭による判断であったものと考えられる（Karoli 1934, 68）。監査の付記は18世紀までは限られた意味しかなく、一般の人々にはほとんど意味がなかったとしても、会計システムの監査の委託者に対して、少なくとも簿記上の誤りが発見されなかったという保証を与えた（Karoli 1934, 69）。

19世紀までの制度の発展を見ると、監査は初期段階のままであり、監査の実施が多数確認できるものの、ほとんどの場合、それらは個々の企業や事業所の帳簿数値の単なる算術的な整合性のレビューであって、それを超えるも

ドイツ・フッガー社における内部監査の構図（内藤文雄）

のではなかった。つまり、経済的な評価の観点において、監査がより重要になったとは言えない。この期間中、監査人の地位もほとんど重要ではなく、自由職業人の監査人はごくわずかだったとされる（Karoli 1934, 18）。

ドイツにおける最古の監査報告書が文書として残っているとしても、それは年度決算書等への「付記」（これが書面ではなく、口頭での報告が多数）である。現代的な意味での監査報告書のような構成をもった書面の現物は、我々の文献調査の結果では見つかっていない。

本章は、ドイツにおける監査制度の嚆矢とされる、フッガー社における会計と監査の仕組みを考究することを目的とする。

Ⅲ. フッガー社の創設とそのガバナンス構造

フッガー社は、⁽⁵⁾アウグスブルク出身のヤコブ・フッガー（Jacob Fugger, 1398年生, 1469年没）によって、織物業の家内制手工業として創設され、その後、様々な事業を展開し、飛躍的に成長し、16世紀のヨーロッパ最大の豪商⁽⁶⁾となった。織物業は、1454-1469年の間、ヤコブが⁽⁷⁾経営するが、その没後、

(5) フッガー社の主な歴史（‘History of the Fugger Family since 1367, <https://www.fugger.de/en/singleview/article/history-of-the-fugger-family-since-1367/35.html>（2021年7月3日参照））。フッガー社がその業容を拡大したのは、広く資本参加を求めたのではなく、共同事業体の形成（Konsortialbindung, 1530年スペイン王室との融資取引）、カルテルの形成（1498年、ハンガリーやチロルの銅事業）などによるものである（Schiele 1967, 44-50）。

(6) 「16世紀ヨーロッパ最大の豪商、フッガー家は、Jakob の支配の下にローマ法王、神聖ローマ皇帝、スペイン国王等の金融機関となり、その活動範囲は、全ヨーロッパとスペイン領アメリカにまで及び、フッガー家以前に、これだけの財産を有した金融業者および商人は存在しなかった。フッガー家は、アウグスブルクの本店を中心に、ヨーロッパ中に多くの支店と駐在所を置き、『全ヨーロッパの華』と謳われた。この16世紀を中心に南ドイツの商人や金融業者が活躍した経済的繁栄の時代を『フッガー家の時代』と呼んだのである。」（片岡泰彦（2019），48頁。）

(7) 人名につき、初出以外は、フッガー姓の場合、名だけ、フッガー姓以外の場合、姓だけで表記している。

世襲制の経営共同体 (Ganerbschaft: 共同相続人 (Ganerben) が共有権のみを持つ、共同所有の共同体) となるも長続きせず、1485年頃に結びつきの緩い商事集団 (lockerer Handelsverband) となる。しかし、卸売業や銀行業の信用ニーズを考慮し、1494年、最終的にパートナーシップ制の商社の企業形態をとった (Schiele 1967, 30)。

時代背景

フッガー社は、フッガー家一族の世襲制で発展したが、フッガー家が繁栄した15世紀後半から16世紀前半における時代背景に、概説的ではあるが、立ち入る。

ドイツでは、1356年に神聖ローマ帝国の皇帝カール四世が金印勅書を制定⁽⁸⁾し、地方領主の力が増し、国内は約300の諸侯領と自治都市に分裂し (地方多領主制)、15世紀以降、ハプスブルク家 (オーストリアの領主) が帝位を世襲していた (1701年まで)。1517年にルターが「95か条の論題」を発表し、ローマ教皇レオ十世に対し、その贖宥状しよくゆうの販売を攻撃したことから、各地で宗教改革が起こり、1524年の農民戦争⁽¹⁰⁾につながる。1519年にはカール五世が神聖ローマ皇帝に即位し、スペイン国王等の多国の国王を兼任して、プロテスタントを容認したが、宗教対立は収まらず、フランスやイスラム勢力との戦いが続いていた。

(8) 962年にオットー1世がローマ教皇から神聖ローマ皇帝を戴冠された以降、1806年まで続いたドイツ国の名称。ただし、1618年の三十年戦争の勃発 (フランス、スウェーデン等の介入。国土荒廃) によって、神聖ローマ帝国は事実上の統治権を失った。

(9) 7人の選帝侯に最高裁判権等の特権を与え、ローマ教皇の介入を排除するための帝国法。

(10) 農民たちが村落による牧師の任免権、十分の一税の廃止、農奴制の廃止、諸負担の軽減、共有地の確保などを、聖書を盾に要求して蜂起した。1526年のシュパイエル国会での決議により収束する。

ドイツ・フッガー社における内部監査の構図（内藤文雄）

フッガー家が発展した、神聖ローマ帝国時代の15世紀後半から16世紀前半にかけて、世情は安定した時代とは言えず、宗教改革や農民戦争に加え、隣国などとの戦争もあり、皇帝は財政に苦慮し、国土は荒廃していた。そのなかで、フッガー社は、銀、銅の採掘事業に乗り出し、神聖ローマ帝国皇帝に融資したり、ローマ教皇のために貨幣鋳造を行うなど、時勢を捉えた事業を展開した。これがフッガー社の繁栄に寄与したことは、次の指摘からよく理解される。「十五―十六世紀の南ドイツの大会社の成功とセンセーショナルな躍進は、商品取引と生産指導の結合に基づくものであった（例えば、バルヘント織と亜麻布の場合）。アウグスブルクのフッガー家、ウェルザー家等のケースでは、さらになお、金融の与信・受信業務に基づくものであった。……ことに、君主貸付けは非常に投機的なものであった。皇帝フリードリヒ二世は、三〇パーセントから四〇パーセントほどを利子として支払わなければならなかったが、年率一〇〇パーセントを超える利子率もあつた。」⁽¹¹⁾

以上のような時代背景に関し、ヘニング（Henning, Friedrich-Wilhelm）は、次のような時代区分を明記したうえで、15-16世紀の経済状況を詳説している（ヘニング 1998）。

1150年から1350年： 都市建設・東方植民の時代

1350年から1470年： 都市経済の繁栄期

1470年から1618年： 価格革命の時代

15世紀後半から16世紀において、ドイツの商業は拡大する。その要因は、新航路の発見（アメリカおよび東アジアへの海路）、ハンザ同盟の衰退、人口増加・製造業の拡大・海外地域の組み込みなど中欧商業の発展、保険の起源と銀行制度である（ヘニング 1998, 155-173）。

「中欧商業の発展の要因において、商人にとっては、経済的危険が存在し

(11) ボルヒャルト（1988），35-36頁参照。

た。

- たいていの商品は再販売の保証がないまま遠隔地商人によって購入され、特定の定住地に輸送されていた。そのさい問題になるのは、その商品が販売できるか、またいくらで販売できるかであった。
 - 金融にも危険が多かった。多くの取引は信用で行われていた。支払不能に陥った債務者は他の一連の商人も流動性不足に陥らせた。なぜなら、個々の商人の支払能力はたいていあまり大きくなかったからである。
- 遠隔地商業企業の資金基盤がどれほど急速に悪化するかを、図19が示している。

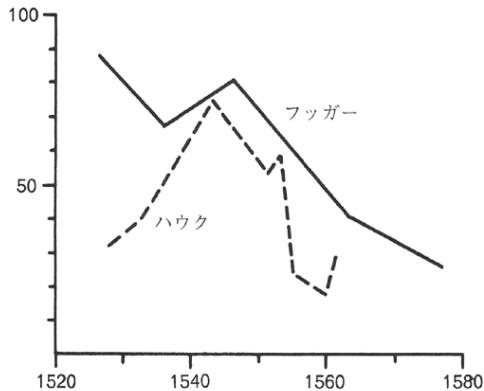


図19 16世紀のアウクスブルクの2つの商業企業（フッガー・ハウク）の総資本に占める自己資本の百分率（エーレンベルクによる）

諸侯への与信は個々の遠隔地商人にとって極めて大きな危険であった。例えばカール五世の皇帝選挙で商人たちは851,000グルデン⁽¹²⁾を用立てた（フッ

(12) 15世紀から2002年まで使われていたオランダの通貨単位。略号はNLG。1グルデンの1641年の価値は、1グルデン＝銀2.27匁（金子治司、『幕末の日本』、早川書房、1992年。<https://coin-walk.site/J062.htm>（2021年11月15日参照）。グラム換

ドイツ・フッガー社における内部監査の構図（内藤文雄）

ガー＝543,000グルデン、ヴェルザー＝143,000グルデン、ジェノヴァとフィレンツェの商人＝165,000グルデン）。特権（鉱山収益権等）によって追加的収入源を獲得するのが、この種の貸付の目的であった。諸侯はこの貨幣をたいていは戦争資金（戦争によって商業は全体としては損害を被った）に用い、カール五世の選挙資金の場合には選帝侯の買収に用いられた。

そのような多額の信用供与による個々の商人の資金繰りの悪化は甘受されていたようである。なぜなら商人たちはこのような多額の信用供与は返済できないと知っていたはずであるからである。例えばフッガー家はスペイン王フェリペ二世に1560年までに合計4百万グルデンを5%の利率で貸し付けた。年々の利子だけで200,000グルデンにのぼったが、この金額は当時の壁工の年収の4,000人から5,000人分に相当した。」⁽¹³⁾（ヘニング 1998, 169）

このほか、ヘニングによる説明のうち、フッガー社に関する記述を引用すれば、断片的ではあるが、当時のフッガー社の事業活動の様子が窺い知られる。

「16世紀には特に『金融業者』のもとでの預金業務が拡充された。フッガー家はその富の一部を、私人からの預金を受け入れ（それに利子をつけ）、図19参照、さらにこの資金を

- － 自分の商業、織物領域で構築された前貸問屋制⁽¹⁴⁾、鉱山業企業活動の資金支援に用いたり
- － 利子をとって、ハプスブルク家等に貸し付けたりする活動に利用していた。

算で $3.75 \times 2.27 = 8.51 \text{ g}$ 。銀 1g は現在約104円であるから、1グルデンは885円）。851,000グルデンは現在の銀価格を用いれば、約7億5千万円であるが、物価や給与水準を考慮すれば、この数倍以上の価値があったものと考えられる。

(13) ただし、図19は168頁。

(14) 商業資本家が小生産者に生産手段や資金を前貸しして生産を行わせ、その製品を独占販売する仕組みのこと。

いずれの事例の場合もフッガー家およびその他の金融業者にとって受け入れられた資金と投資・貸付に支出された資金との金額および支払期限の一致の問題が生じた。ここに既に16世紀後半に、最終的に多くの大企業の破産をもたらした発展の発端が見られる。

- － 貨幣は、特に領域領主ないし皇帝への貸付の場合にはそもそも回収できないこともあった。
- － 外部資金（預金）の総資本に占める比率が徐々に増加した。図19参照。
その結果、企業の脆弱性が預金の引出請求によって強められた。」（ヘニング 1998, 172）

「中央の銀鉱山業は、海外からの貴金属（硬貨金属）輸入の増加にもかかわらず、1470年から1550年に繁栄期を迎えたのである。（省略）

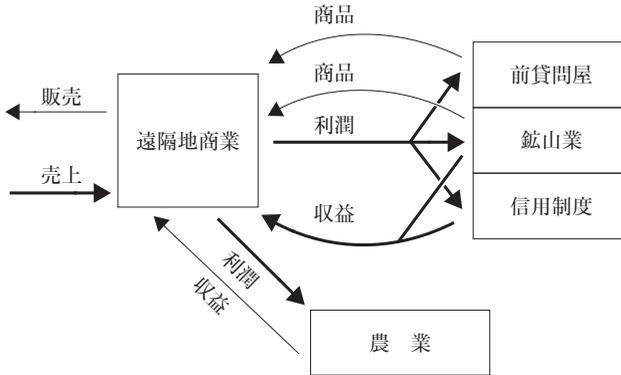
- － ベーメン・チロル・オーベルゲンでは毎年およそ35t銀が生産されていた（チロルの銀生産は主としてフッガー家に握られていた）。」（ヘニング 1998, 178-179）

「遠隔地商業で蓄財した多数の人々が自分の資本の一部を土地に対する権利（所有権ないし封土）の購入によって投資した（例えば、フッガー家、ヴェルザー家、またニュルンベルグ・ブレスラウ・ケルンその他の都市の商人）という事実……」（ヘニング 1998, 183）

「国王／皇帝は16世紀にもかなりの程度、借款に依存していた。当初は、領域領主・都市・私人（例えば、フッガー家）が与信者であったが、16世紀後半には発展した証券取引所が国債のためにも利用された（16世紀にはアントウェルペン（アントワープ）の取引所、17世紀にはアムステルダムの取引所。）」（ヘニング 1998, 193）

以上の引用から判明するフッガー社の繁栄は、ヘニングが指摘する初期資本主義⁽¹⁵⁾における資本集積の構図のような経営によるものであったと理解できる（「図表1」参照）。

〔図表 1〕 フッガー社の経営構図



（出所）ヘニング（1998），184頁，「図20：初期資本主義に属する諸経済領域の体系の中における商品・貨幣関係」。

フッガー社の繁栄は、欧州各地との商品取引に関する損失のリスクを抱えながら、金融活動（信用制度による収益）に活路を見出し、皇帝等に対する高利での貸金業により利益や鉱山の採掘特権を得ていたことによるものと言える⁽¹⁶⁾。しかし、諸侯からの貸金の回収や利子の受取りが滞り、次第に収益が

(15) 諸田實（1967），16-32頁および57-216頁において詳細な分析が行われている。

(16) 諸田實（1989-2）は、フッガー社が1540年代以降、アントウェルペンの取引所（銅、香辛料、バルヘント布など商品取引市場）において、「スペイン王室への貸付と結びついて、貨幣＝資本取引がフッガーの事業のなかできわめて重要な地位を占めるようになるのである」（217頁）り、その証左として、1527年と1546年の決算を比較している（217、220頁）。

1527年： アントウェルペン支店の資産 約36万グルデン（フッガー社全体の12%）

—大部分は銅の在庫20.5万グルデン（全体の54%）と債権（銅代金の未回収分）

1546年： アントウェルペン支店の資産 約150万グルデン（フッガー社全体の21%）

—大部分は銅在庫50万グルデン超（全体の54%）・バルヘント在庫と債権79万グルデン（1527年比6倍余）

—債権の内訳： 銅の販売代金未回収分2.5万グルデン／政治的貸付（公信用）75.2万グルデン（イギリス国王，ガスパル・ドゥッ

悪化し、1540年代後半からは、私人からの預金を受け入れる資金繰りとなり、自己資本比率が大幅に低下していった。

主な事業

15世紀後半から16世紀前半におけるフッガー社の主な事業は次の通りである。⁽¹⁷⁾

1472	ローマ教皇庁と最初の金融取引	1508	ローマの鉱山を借り、教皇のために硬貨鑄造
1479-1498	三兄弟が上流階級の子女と婚姻し持参金が資産に追加	1519	新皇帝カール五世の選挙資金の約 2/3 を貸付
1485	チロルで銀採掘事業に参加	1527	過去17年間の損益計算書作成・92%の成長
1490	オーストリア・インスブルックで銅と銀の商取引開始	1546	フッガー社の資産の歴史的ピーク。皇帝カール五世、英国王ヘンリー八世、ボヘミア王フェルディナンド一世、ポルトガル王、デンマーク王への貸付
1491	皇帝カール四世に融資	1548	ハンガリー事業の収益悪化
1494	ハンガリーでの鉱石採掘事業等を大規模に開始	1549	スペイン事業撤退
1503	インドと香辛料取引開始		

フッガー社の会社形態であるパートナーシップ制では、会社の名称には構成員の各パートナーの名前を反映し、パートナーの入替とともに変更された。パートナーシップ契約の期間は6年とされ、契約の満了と共に会社は終了することとされた。このため、会社存続のためには、新たな契約を締結するか、

チ、総督マリア、アントウェルペン市)

—債務(借入残高)46.5万グルデン(南ドイツの商人、1527年比33倍)

このように、「フッガーは1546年には、大きな利益を生む君主への政治的貸付にあてるために、アントウェルペンの取引所で、有利な投資先を求める南ドイツの商人から」3か月または6か月間「実際には貸付であるのに婉曲的な言い回しで預託」として、安い貨幣を借り入れ、これを使って、12-13%の収益を上げる一方、借り入れた商人には3か月で1.75-2.5%、6か月で4.5-5%、年9%を支払っただけである(220-221頁)。

(17) Fürstlich und Gräfllich Fuggersche Stiftungs-Administration Website (2021) 参照。他に記載しているフッガー一家一族の没年も本ウェブサイトを参照している。

ドイツ・フッガー社における内部監査の構図（内藤文雄）

または、契約を更新する必要がある、その都度、会社財産の棚卸と貸借対照表の作成が行われ、会計に基づいて契約が見直された。つまり、会計が「事業取引の始まり、入口および土台」とされた。会計が重視されたのは、パートナーが出資を行い、その出資金は会社の資本として維持されなければならなかったことにある。⁽¹⁸⁾ また、パートナーは、自己が管理する事業取引からの収入との相殺で資産を引き出すことが認められていた（1494年パートナーシップ契約）から、財産法的利益の算定が意味を持つ一方、自己の事業取引すべてについてパートナー間で報告する義務があった（Schiele 1967, 31-33）。

初代ヤコブを引き継いだ3人の兄弟（長男ゲオルグ（Georg, 1506年没）、次男ウルリッヒ（Ulrich, 1510年没）、三男ヤコブ（Jacob, 1511年貴族・1514年帝国伯爵、⁽¹⁹⁾1525年没））は、1502年にパートナーシップ契約を新たにし、そこでは、3人のうち2人が死亡した場合、生き残った3人目が単独ですべての事業取引を管理、運営、統制する権限を得ることとされ、パートナー対等性原則が廃止された。この結果、兄2人の死後、経営の全権を二代目ヤコブが獲得し、事業はさらに発展する（Schiele 1967, 34）。

兄2人の相続人の男子（二代目ヤコブの甥達4人）が1512年にパートナーとして経営に参画するが、1502年のパートナーシップ契約により全権がヤコブに委ねられたため、事業取引の管理、事業決算、会計や利益分配の問題はすべてヤコブの裁量によるものとなった。この結果、甥のパートナー達は、競業禁止義務と報告義務が課せられる一方、会社債務に対して人的かつ出資金で直接かつ無限責任を負わされていた。このような会社の支配に関する考え方は、ヤコブ死後にも引き継がれ、1532年のパートナーシップ契約ではヤコ

(18) 契約期間終了前にパートナーが死亡してもその相続人は出資金の払戻しを受け
ることはできなかった（Schiele 1967, 32）。

(19) ウルリッヒはアウグスブルクの本社、ゲオルグはニュルンベルクの営業支店
（Faktorei）、ヤコブは広い地域に散らばっていた営業支店の視察官として分業して
いた（Schiele 1967, 43）。

ブの遺言(1525年)にしたがい、甥のアントン(Anton Fugger, 1550没)が「共同パートナーシップ事業の最高管理者」に任命されている(Schiele 1967, 35)。

利益分配

6年間のパートナーシップ期間における利益分配の内容は、定款に定められた。過去の会計期間を締めくくる定款(Gesellschaftsvertrag)や新しい会計期間を導入する定款には、配分される利益の金額等が記載された。利益分配の基準は、パートナーの出資金割合と事業成果の両方である。

損益の分かれ目は、決算時の主要資産の価値に依存した。協働義務から期待される通常の金額を超える個々のパートナーの働きに対して、利益総額の一定割合を先に配分し、その残りが出資額に応じて分配された(Schiele 1967, 36)。

この点に関して、ペンドルフが1531年から1562年までの「アウグスブルクのアントン・ラングナウアー、ウルリッヒ・リンクとその親族の会社」という名称の他の会社の従業員の状況を紹介しているが、そのなかで、利益配分について次の諸点を明らかにしている(Penndorf 1913-1, 60-63)。

- ・従業員の報酬は、給与と利益分配の2種類。住居費・被服費・食事代は会社持ち。給与よりも利益分配に重点がおかれた。
- ・利益分配は、出資額の10-20%、1557年から1560年の4年間の平均では39.7%にも達する高率であった。これにより、従業員個人の出資は、最初は少額でも会社の成長とともに急増した。
- ・利益分配を重視し、蓄積した金を事業に投資し、従業員を大切にし、会社は常に有能で信頼できる人物の確保に努めた。

ドイツ・フッガー社における内部監査の構図（内藤文雄）

会社の運営（出資者）と事業の経営（経営者）

フッガー社における出資者と事業の経営者は、個人企業や経営共同体から1494年に移行したパートナーシップ制の下、いずれもすべてフッガー一家一族の男子に限られていた。

1494年のパートナーシップ契約では、初代ヤコブの息子3人が共同で経営の意思決定を行うこととされ、原則として全会一致のパートナーシップ会議の決議によっていた。その後、1502年の新パートナーシップ契約により、経営意思決定権は、3兄弟の生き残りの者にすべて委ねられ、かつ、その死後も、相続人のパートナーには、会社存続に関する決議を除き、一切の権限が付与されず、生き残りの者が指名する者に委ねられ、これが継続される（Schiele 1967, 36-37）。

当初、文字通りの共同経営の個人企業であったフッガー社は、1502年以降、最も経験豊富で有能なパートナーに全権を集中させることで、会社の個人的な要素がより際立った商社となった。また、個人企業としての性格を示す決定的なことは、パートナーの資本参加と業務のパフォーマンスの両方に応じた利益割当の評価を規定している利益分配の基準に最も明確に表れている。「会社の典型的な特徴である所有と経営の分離や多数の所有者は、フッガー社には全く存在しない。それどころか、フッガー社は、定款の様々な条項で、会社における家族以外の所有権を排除し、さらに家族内での所有と経営のシェアを少数の男子親族に限定することを繰り返し求めていた」（Schiele 1967, 39）。

これらのことから、シーレ（Schiele）は、フッガー社は、ゼネラルパートナーシップ（合名会社、*offenen Handelsgesellschaft*）に相当するとして、次の3点を指摘している（Schiele 1967, 40）。

- (1) フッガー社では複数の独立した、全額を共同出資するフルパートナーが協働していること

- (2) その会社名として共同会社名を採用していること
- (3) すべてのパートナーに無限連帯責任が課されていること⁽²⁰⁾

「中世末期から近世にかけての商人は、“勤勉さ”と気配りをもって商売をすること、つまり、一生懸命働いて、良心的に帳簿をつけ、会計を行うことが求められていた。……ヤコブ・フッガーは、勤勉な商人の規範に高いレベルで適合していたようだ。このことは、会計担当のマテオス・シュヴェルトツがヤコブと一緒に勘定場で働いている様子を描いた有名な『衣装帳』のミニチュアだけでなく、彼が会社のために頻繁に出張していたことからわかる。ハンガリーでの事業を確立するために、ウルリッヒとヤコブは1494年にウィーンに渡り、その後もヤコブはビジネス上の問題でフェッセン、ランツフト、インスブルック、ホール、フランクフルトに乗り込んだという。……1515年にはハプスブルク家とハンガリー家の結婚式のために、すでに56歳になっていた彼は再びウィーンに向かった。ハンガリー支店の決算書は、定期的に会社のトップであるヤコブが個人的に監査しており、ビジネスに対する高度なコントロールを維持していた。」(Häberlein 2006, 59) との指摘からもわかるように、フッガー社は、最も経験豊富で有能なパートナーの二代目ヤコブに全権を集中させることで、会社の個人的な要素がより際立った商社となった。

IV. フッガー社における会計の仕組み

フッガー社の会計は、「その目的が、資産の状況や変化を示し、できるだけ正確に利益を決定することではなく、営業支店間を行き来する金や物の流れを正確に会計処理することで、事業の実態を認識することにある」(Schiele

(20) 1484年のニュルンベルク市法改正による会社規定など、公的な法律にも見られる。つまり、会社のすべての債務、すなわち、共同経営者や出資者による事業取引や会計から生じるすべての債務に及ぶとされた (Schiele 1967, 40)。

ドイツ・フッガー社における内部監査の構図（内藤文雄）

1967, 51)。

ペンドルフは、二代目ヤコブの下で会計主任となったシュヴァルツの手稿を入手し、フッガー社における従業員の様子を次のように説明している (Penndorf 1912, 115-117)。

- 会計主任のシュヴァルツは、営業支店 (Faktoreien) から送られてくる帳簿を監視する役割を担っていた。
- 他の経理担当者は、1つまたは複数の営業支店の帳簿を担当すると同時に、本社と担当する営業支店との間のやり取りを行っていた。例えば、1525年1月25日、ハンガリー事業を担当していた本社のリエンハルト・メアは、プレスラウ営業支店のハンス・ピューラーに宛てて次のような手紙を書いている。

「ハンス・ピューラー殿。あなたは、額面通りの支払いを受けて、あらゆる種類の銅をその価格で売るという注文を受けている。あなたは、これに従わず、受け取った支払額を借金にしてしまっている。これらの借金を払えば……あなたは、借金をはじめとするすべての債務を返済することになります。ヤコブ・フッガーに知られたら大変なことになります。金を持ってきた人に銅を渡してください。……」

- 海外支店のマネージャーには大きな責任が課せられていたが、当時の未発達な交通事情を考えると、独立して行動できるように広範囲な権限を与えなければならなかった。
- 残念ながらフッガー社の会計帳簿は伝わっていないので、シュヴァルツがフッガー社の会計帳簿を手稿に記していることに大きな価値がある。
- 1516年10月1日にフッガー社に入社したシュヴァルツは、1518年に3種類の会計帳簿の付け方を構想し、自分がヴェネツィア支店を代表していると仮定し、アウグスブルク本社とヴェネツィア支店との間の帳簿を具体的に提示し、アウグスブルク本社勘定を「Mr. Jacob Fugger」という

見出しとした、仕訳帳、カブス (=商品有高帳)、負債帳を付けることにした。

二代目ヤコブの死後、後継者で甥のアントンは、1527年に本支店連結の会計諸表(財産目録、貸借対照表、損益計算書(1511年と1527年))を作成している。その作成にあたり、実地棚卸法に基づき財産目録と貸借対照表が作成され、財産法的損益計算が行われた。「1527年の損益計算書は貸借対照表の資産と負債の差額から作成される」、「1527年の資本総額から寄進等を差し引いた金額と1511年の資本金を比較することによって、17年間の損益計算を実施している。そして、資本総額から1511年の資本金と17年間の私的引出金を差し引くことによって、真の資本金を算出している」と言うように近代的な会計処理が行われていた。⁽²¹⁾

1527年から1560年までの間で、1527年、1533年、1536年、1539年、1546年、1553年の合計6度にわたり貸借対照表が作成され、実地棚卸に基づく財産法による損益計算が行われているが、これがフッガー社独自の会計手段として、長期にわたり、フッガー社の存続と発展のために、極めて大きな役割を果たしたとされる。⁽²²⁾ パートナーシップ契約期間と同じ、ほぼ6年ごとに貸借対照表が作成されている。

実地棚卸法による財産目録や貸借対照表の作成が行われたことは、帳簿の記録を実際の数量と照合する手続が重視されたことを意味しており、これが、現在からみれば、経営管理の統制手法として理解され、内部監査においても本手続が適切かどうかを検証されたものと推測されうる。

二代目ヤコブもシュヴァルツもともに10代においてイタリアに修行に出か

(21) 片岡泰彦 (2019), 48-49頁参照。

(22) 片岡泰彦 (2019), 49頁参照。1516年に入社したシュヴァルツは、二代目ヤコブにその簿記技術の才が認められ、会計主任として、会計諸表の作成に力を発揮した(同49-50頁参照)。

ドイツ・フッガー社における内部監査の構図（内藤文雄）

け、複式簿記の技術を学んでドイツに持ち帰っている。⁽²³⁾ 商事取引を複式簿記システムで帳簿に記録しておけば、財産管理に役立つことから、フッガー社の繁栄の基礎がこの点にあったと言える。

しかし、複式簿記システムでは、証憑や帳簿記録の整合性が確保されるが、記録と現物との照合が行われれば、財産管理はより確実になる。この意味で、アントンが実地棚卸を重視したことは、当時では先進的であり、十分な財産管理に基づく損益計算を実効ならしめたと考えられる。また、フッガー社は、本支店連結で会計諸表を作成しており、アウグスブルク本店とヨーロッパ各地の支店や駐在所とで帳簿記録の正確性を確保することも重要視されていた。

フッガー社の1527年の決算書類について、その詳細な紹介が諸田實⁽²⁴⁾や諸田實⁽²⁵⁾（1989-1）で行われており、各支店の貸借対照表や財産目録の明細が示され、会計処理の概要が理解できる。各項目の算術的な整合性については直接的な言及がないものの、「フッガー家の記帳法や帳簿組織が一六世紀のドイツの商人のなかでもすぐれた部類に属していたことは次の事実からもよくわかる。」として、当時の経理責任者のシュヴァルツが2年余にわたりイタリアでの修行を行っていたこと、および、フッガー会社の商業実務が当時の商人の手本とみられていた証として、ゾンマラートが『商人の実務のための一六則』は、フッガーの代理商マツシュトッテから得た知識にもとづいている⁽²⁶⁾と推定していることが指摘されている。他方、1527年の損益計算書と貸借対照表とで、営業資本額が5%も食い違っていたり、1511年の資本額にも計算間違いがあるなど、「計算の間違いや数字の誤記がみられるのは決してフッガーの決算ばかりではなかった⁽²⁷⁾」とすれば、内部監査は、決算

(23) 片岡泰彦（2019），47-50頁参照。

(24) 「第二章『財産目録』からみたフッガー企業の『財閥』的構成 - 『初期独占』の蓄積内容にかんする一考察-」，157-216頁。

(25) 「Ⅲ 1 フッガー会社の決算と財産目録」，108-164頁。

(26) 諸田実（1989-1），116頁参照。

書類の数値の整合性をチェックすることが目的ではなく、本支店間の帳簿の数字の整合性のチェックにより、財産管理への役立ちに主眼が置かれていたと理解される。

V. フッガー社における内部監査の仕組み

フッガー社では、1510年代に、経営の全権を掌握した二代目ヤコブの時代に、「各営業支店の決算書は帳簿と一緒にアウグスブルク本社に送られ、本社でシュヴァルツがチェックし、相互に比較して矛盾がないかどうかを調査した。……シュヴァルツは直筆の指示書で、このコントロールについて詳しく説明しているの、フッガー社の主計はシュヴァルツに任せていたと考えてよい。」(Penndorf 1912, 117-118) というように、全権掌握のパートナー、ヤコブの指示により、会計主任とその部下に対して内部監査の役割が期待され、実際に内部監査が実施されていたと理解される。

フッガー社の内部監査では、営業支店の帳簿にある不一致について、関係する支店が解決しなければならないという慣習があった。「すべての支店の決算書がアウグスブルク本社に届けられ、シュヴァルツが相互に比較した。……監査の結果、不一致が明らかになった場合は、該当する支店に通知される。シュヴァルツが保管していた手紙の書き写し帳にはその証拠が数多く残されている。」(Penndorf 1913-2, 56) が、通知に対する支店から受け取った回答(手紙)の内容が満足いくものであった場合、当該記録の下側に、日付とともに「責任をもって正しく行われた」との付記がつけられた⁽²⁸⁾(Karoli

(27) 諸田実(1989-1), 124-125頁参照。

(28) 原文は次の通り。“Lies auf solche Ausstellungen dann die Antwort ein, so wurde unter den Eingang die Bemerkung: “Derantwortet und recht gemacht” nebst Datum gesetzt und der Posten durchgestichen.” (Penndorf 1913-2, 56). Penndorf (1913-2)によれば、「これは、終了した監査(Revision)の付記として長い間この書式で保存されてきた文言である。これは、『監査した結果、正しいことがわかった』とい

ドイツ・フッガー社における内部監査の構図（内藤文雄）

1934, 66)。

フッガー社の商事帳簿に見られるデータから、自社の従業員が営業支店から送られた帳簿のチェックを委託されていることが理解できる。ただし、監査人 (Revisor) が関与していたわけではない。帳簿のチェック (監査) 自体は、主に個々の営業支店の相互の算術的な一致とアウグスブルク本社の記録との計算上の整合性のチェックを目的としていた。しかし、それらの結果は、さまざまな経営内部対策の出発点としても役立つと考えられる (Karoli 1934, 16)。フッガー社でこの役割を担っていたのは、前節で指摘した通り、会計主任のシュヴァルツとその部下である。

当時のフッガー社の内部監査がドイツにおける監査の起源の一つと理解されている。かかる監査の結果が、ペンドルフが指摘する「受け取った回答が満足のいくものであった場合、当該記録の下側に、日付とともに『責任をもって正しく行われた』との付記がつけられた」ことが史実であれば、これが、ドイツにおける監査報告の最初であった (1510年代) と言えるのではないかと考えられる。

ボスは、ペンドルフの論稿 (Penndorf 1913-3) を参照しながら、「監査制度と信託制度が最初に現れたのは、いわゆる内部監査と統制という形態であったことが非常によくわかる。とりわけ都市、特にフッガーのような大規模な商社は、特に支店の会計に関する内部監査と管理の必要性を認識しており、当初はこの目的のために従業員に自社の監査と管理を任せ、やがてフ

う後の表現にも響いているのであろう。」(S. 56) と理解されていると Karoli (1934) がこれを引用しているが、Karoli は、Penndorf 1913 として次の論稿を参考文献リストに掲載しており、この引用がこの論稿の可能性はあるが、該当頁数が一致しておらず、原典の該当箇所が確認できない。

Penndorf, B., "Beiträge zur Geschichte der Bücherrevision in Deutschland". In: Festschrift zum zehnjährigen Bestehen des Verbandes Deutscher Bücherrevisoren e. V., Bezirk Leipzig, hrsg. von Gehard Schulze, Leipzig 1913, S. 5-15. (入手不可)

リーランスの監査人を雇った。」(Voss 1930, 8) とし、フリーランスの監査人に関し、1585年のヴェツラー帝国王室裁判所での係属事案を取り上げ、商事会社の社員間の紛争について、派遣された帳簿人 (Buchhalter) が作成し、宣誓した計算書が正しいと認められたことを指摘している。フッガー社において、かかる外部の帳簿監査人を内部監査のためにいつから採用したかは定かではない。

VI. フッガー社の内部監査の構造

フッガー社におけるガバナンスおよび内部監査の状況について、その発展の時代で整理する。フッガー社は、15世紀後半から16世紀前半まで、成長・成熟期にあったが、その時代は次のように区分できる。

1. 初代ヤコブ家長時代 (1454-1469年)：織物業の個人企業 (監査に相当するチェックについて、文献資料・史料なし)
2. 3兄弟 (初代ヤコブの子供：ゲオルグ、ウルリッヒ、二代目ヤコブ) による経営共同体 (1469-1485年)：織物業の個人企業から金融業に拡大
3. 3兄弟による結びつきの緩い商事集団 (1485-1494年)：チロル銀採掘事業、インスブルック銅・銀の商取引
4. 3兄弟によるパートナーシップ制商社 (1494-1510年)：ハンガリー鉾石採掘事業を大規模展開
5. 二代目ヤコブ全権集中のパートナーシップ制商社 (1510-1525年)：新皇帝カール五世への多額の選挙資金の貸付
6. 甥アントン全権集中のパートナーシップ制商社 (1525-1550年)：フッガー社の資産の歴史的ピークと外国事業からの撤退

以上の6区分を、ガバナンスの観点から再整理し、「1」、「2と3」、「4」、「5と6」の4区分で、事業活動資金等の委託受託関係と内部監査の構造を検討する。

ドイツ・フッガー社における内部監査の構図（内藤文雄）

（１）初代ヤコブ家長時代（1454-1469年）

この時代は、全くの個人企業であり、ドイツの初期資本主義経済下での企業の誕生と同様に、初代ヤコブの才覚のもと、経営が行われていた。

（２）３兄弟による経営共同体（1469-1485年）・結びつきの緩い商事集団（1485-1494年）

初代ヤコブの死後、経営を引き継いだ３兄弟は、家族の信頼関係をもとに、それぞれの役割を果たしており、経営引継後の最初約15年間とその後の10年間では、徐々に３兄弟間での役割分担と利益分配に関して何らかの取り決めを行う点で変化していたものと推測できる。信頼や家族の絆が大前提であることから、ガバナンスの意識は芽生えていなかったのかもしれない。

（３）３兄弟によるパートナーシップ制商社（1494-1510年）

1494年以降、パートナーシップ制の合名会社の形態に移行する。このことは、会社の成長にともない、信頼や家族の絆だけでは３兄弟が納得できないケースが生じてきた可能性を示唆している。各自の出資額を明確にし、それがパートナーシップ期間でどれだけ大きくなったかを明確にする重要性が３兄弟で共有されたのであろう。

つまり、会社のすべての資本は、パートナーが全額出資し、その出資額が、パートナーシップ契約期間（通常6年間）においてどれだけ増減したかにより、増加している場合に、当初の出資割合と業務の成果の状況により利益分配が行われ、次のパートナーシップ契約での出資額へとつながっていった。

パートナーは世襲制であり、フッガー家親族の男子に限られていたが、1502年のパートナーシップ契約以降は、契約時のパートナーであった兄２人の死後、二代目ヤコブが経営の全権を掌握（1510年）するまで、３兄弟間で経営に関する権利を分担したものと考えられる。つまり、初代ヤコブの死

(1469年)後に引き継いだ3兄弟は、ゲオルグはニュルンベルクの営業支店(Faktorei)、ウルリッヒはアウグスブルクの本社、ヤコブは広い地域に散らばっていた営業支店の視察官として分業体制で統制を行っていた(Schiele 1967, 43)。

パートナーシップ制では、各パートナーは無限責任を負うとともに、パートナー間で各自の事業を報告しあい、出資金(資本金)が財産法的にどれだけ増えたかを確認し、増加分を分配することになっていたことから、パートナー間での経営管理の分業体制、つまり、パートナーの相互監視体制が取られていた。この体制がガバナンスの礎である。したがって、この時代区分において、内部監査の考え方はなかったと言えよう。

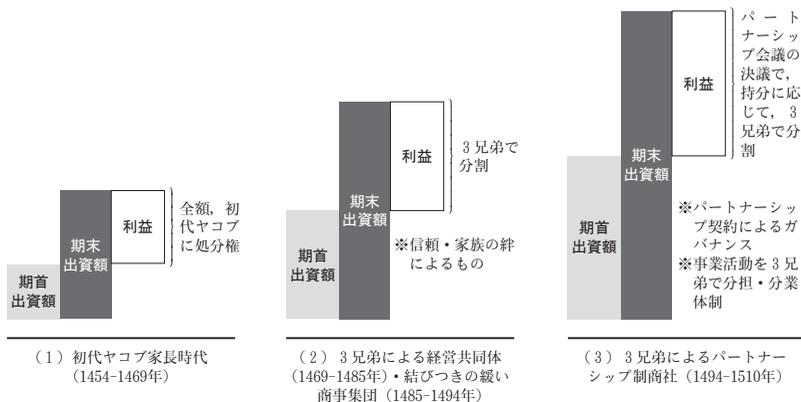
パートナーシップ契約期間でどれだけ財産が増えたか、パートナーにとっての最大の利害である。しかし、この時代には、正確な会計は行われておらず、時代区分「4」の1511年に初めて財産目録や貸借対照表、損益計算書が作成されている。あくまでも、パートナー間の家族間の信頼関係と相互監視で事業活動による財産の増分をどのように配分するかを、原則として全会一致のパートナーシップ会議の決議によっていたのである。

以上、「1」、「2と3」、「4」の3時代の出資と利益分配の構図は、次の「図表2」のように整理できるであろう。

(4) 全権集中のパートナーシップ制商社(1510-1525年二代目ヤコブ, 1525-1550年アントン)

1510年に経営の全権を掌握した二代目ヤコブのもと、フッガー社は飛躍的に成長し、欧州各地に営業支店を有していた。当時の交通事情を考慮し、営業支店には財産管理が任されていたが、その管理にヤコブも奔走した様子が記録されている。

〔図表 2〕 1510年以前のフッガー社の出資・利益分配の構図



二代目ヤコブは、1510年に経営の全権を掌握したのち、パートナーシップ契約による利益分配を適切に行い、パートナーの信頼を得て、さらなる事業拡大のための出資を得るために、フッガー社全体における財産管理の徹底を目的に会計主任シュヴァルツとその部下に内部監査を行わせ、その結果の報告を受けている。⁽²⁹⁾

また、ヤコブに命じられたシュヴァルツは、1510年代以降、各営業支店での決算書と帳簿をアウグスブルク本社に届けさせ、それらの間の整合性をチェックする手法で内部監査を行っていた。監査の結果、不一致があれば、支店に通知し、支店からの回答をチェックし、回答に問題なければ「責任をもって正しく行われた」との付記が決算書に記載された。これが、ドイツでの監査報告の最初と言える。

つまり、兄2人亡きあと、兄2人の後継の各パートナーは、二代目ヤコブから委任されたそれぞれの事業について、シュヴァルツが考案した会計システムを通じて財産管理を行い、その結果を本社に提出する義務があった。

(29) ペンドルフの『ドイツ簿記史』には、ヤコブに対して、シュヴァルツが帳簿に基づき報告を行う様子が描かれた挿絵がある (Penndorf 1913-2, 57)。

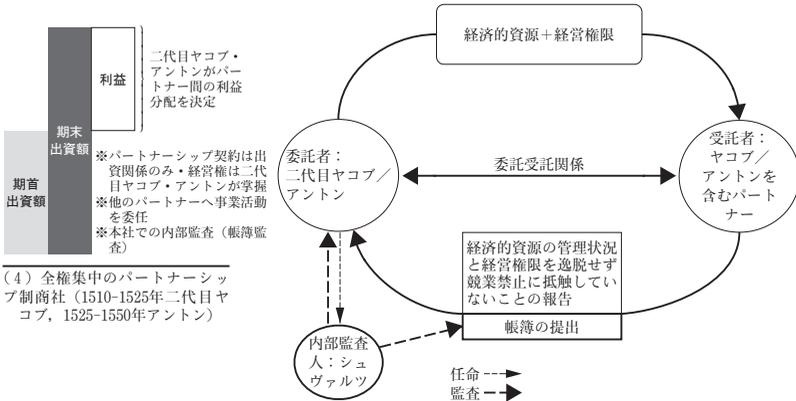
相続人のパートナーには、会社存続に関する決議を除き、一切の権限が付与されず、生き残りの者が指名する者に委ねられ、これが継続される(Schiele 1967, 36-37)。このため、特定事業に関する「経済的資源+経営権限」をヤコブが他のパートナーに委任し、他の各パートナーは、受託した「経済的資源」の管理状況と「経営権限を逸脱せず、競業禁止に抵触していないこと」をヤコブに報告する責任を負っていたと理解される。かかる報告責任について、各パートナーがどのような手法でその信頼性を確保していたかは定かではない。あくまでも経営管理の範疇として、各パートナーが管理していただけにとどまるのではなく、二代目ヤコブは、内部監査によって、財産管理を徹底していたと考えられる。

ドイツ文献上、ペンドルフの調査結果(1912年)により、この時代が、内部監査(interne Revision)と統制の嚆矢と理解されている。二代目ヤコブが会計主任シュヴァルツに対し、各営業支店の決算書と帳簿を本社に送らせ、帳簿監査を実施していたことから、「従業員に命じて監査を行わせていた」と文献は理解し、フッガー家の監査が内部監査を志向していたことを指摘している。また、これと同時に、二代目ヤコブ自体も欧州各地の営業支店に出向き、チェックを行っていたとの文献の説明があり、ハンガリー事業は、二代目ヤコブが直接、チェックを行っていた。これは、内部監査ではなく、経営管理の一環であり、経営上、重要拠点に直接監視を行ったものであろう。

このように、この時代での内部監査は、「フッガー社の事業を総括的に引き受けた二代目ヤコブやアントンが、パートナー全員に対する自己の受託責任を確かめるべく、部下の会計主任シュヴァルツ(二代目ヤコブ時代)に命じて、営業支店の決算書と帳簿を監査させた」という構図である。

ただし、ヤコブやアントンが受託責任を負う委託者はパートナー全員であり、ヤコブやアントンも委託者の一員であること、また、経営の全権や利益分配権限は二代目ヤコブとアントンにあり、他のパートナーは、親から引き

〔図表 3〕 1510年以降のフッガー社の出資・利益分配の構図



継いだ事業をヤコブやアントンの命を受けて実施しており、常に事業の状況をヤコブやアントンに報告する義務があった。他のパートナー達は、パートナーと言っても、出資はするが何の経営権限をもっていない者であって従業員と同じレベルである。これらの事情を考慮すれば、委託者のなかに経営全権者がおり、かつ受託者でもある点で、現代的な内部監査とはその意味合いが異なっていると考えられる。この関係を図解したものが「図表 3」である。

フッガー社は、パートナーシップ制の会社形態として、会社外部からの出資を受けておらず、その限りでは会社外部者との委託受託関係はない。しかしながら、会社の事業拡大のために、パートナーによる出資だけではなく、国内外の他の会社や国王とのアライアンスにより事業活動資金を得て、事業を拡大させていたことから、会社自体の信用力を高めるために、財産管理を徹底する必要があったと理解される。この意味で、当時としては先進的な会計システムとともに、内部監査は、会社外部者からの信用を得るための機能を果たしていたとも言えるであろう。

参考文献リスト

1. 片岡泰彦 (2019), 「ドイツ式簿記とイタリア式簿記」, 中野常男・清水泰洋『近代会計史入門』(第2版), 同文館出版, 2019年, 第2章所収。
2. ヘニング (1998), 柴田英樹訳, 『F. -W. ヘニング著 ドイツ社会経済史 - 工業化前のドイツ800-1800年』, 学文社, 1998年 (Henning, Friedrich-Wilhelm (1994), *Das vorindustrielle Deutschland 800 bis 1800*, Paderborn)。
3. ボルヒャルト, クヌート (1988), 酒井昌美訳, 『ドイツ経済史入門: 前工業社会から転換期の1973年まで』, 中央大学出版部 (Borchardt, Knut, *Grundriß der deutschen Wirtschaftsgeschichte*, 2., verbesserte Auflage, Göttingen 1985)。
4. 諸田實 (1967), 『ドイツ初期資本主義研究』, 有斐閣。
5. 諸田實 (1989-1), 『フッガー家の遺産』, 有斐閣。
6. 諸田實 (1989-2), 『フッガー家の時代』, 有斐閣。
7. Brown, Richard/Mackay, J. S./Boyd, Edward/ Fogo, J. Row/ Sloan, Alexander/Patrick (1905), Joseph, *A History of Accounting and Accountants*, Edinburgh: T.C. & E. C. Jack.
8. Csik, Andreas (1976), *Revisions- und Treuhandwesen*, Opladen: Westdeutscher Verlag.
9. Ehrenberg, Richard (1963), *Capital & Finance in the Age of the Renaissance - A Study of the Fuggers and their Connections-* (Translated from the German by H. M. Lucas), Augustus M. Kelly, New York.
10. Ertel, Hermann Anatol (1933), *Wirtschaftsprüfung: ein Handbuch für das Revisions- und Treuhandwesen*, Band 1., Berlin: C. Heymanns.
11. Ertel, Hermann Anatol (1935), *Wirtschaftsprüfung: ein Handbuch für das Revisions- und Treuhandwesen*, Band 2., Berlin: C. Heymanns.
12. Fürstlich und Gräfllich Fuggersche Stiftungs-Administration Website (2021), “Geschichte der Fugger seit 1367”, <https://www.fugger.de/geschichte/geschichte-der-fugger-seit-1367> (2021/5/25参照)。
13. Gassmann, Rosa-Elisabeth (1974), “Survey of the Development of Auditing in Germany”, *The Academy of Accounting Historians Working Paper* No. 4, pp. 42-47.
14. Häberlein, Mark (2006), *Die Fugger -Geschichte einer Augsburger Familie (1367-1650)-*, Verlag W Kohlhammer
15. Loitlsberger, Erich (1961), *Treuhand- und Revisionswesen*, Stuttgart : Poeschel.
16. Karoli, Richard (1934), *Bilanzprüfung und Prüfungsergebnis, ihr Wesen und ihre Bedeutung für Unternehmung, Öffentlichkeit und Prüferberuf*, Leipzig: Gedruckt bei Hugo Günther.
17. Penndorf, Balduin (1912), “Matthäus Schwarz, der “Fürneme”, Hauptbuchhalter der Fugger”, *Der Kaufmann und das Leben, Beiblatt zur Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis*, 2. Jg., 1912/13, No. 8, November 1912, S. 115-118.

18. Penndorf, Balduin (1913-1), “Die kaufmännischen Angestellten eines Augsburger Handelshauses im 16. Jahrhundert”, *Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis*, 6. Jg., 1913/14, Beiblatt: Der Kaufmann und das Leben, 3. Jg., 1913/14, S. 59-64.
19. Penndorf, Balduin (1913-2), *Geschichte der Buchhaltung in Deutschland*, G. A. Gloeckner, Leipzig.
20. Penndorf, Balduin (1913-3), “Zur Entwicklung der Bücherrevision in Deutschland”, *Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis*, 6. Jg., 1913/14, Beiblatt: Der Kaufmann und das Leben, 3. Jg., 1913/14, S. 157-159.
21. Penndorf, Balduin (1932), Die Entwicklung des Revisionswesens in Deutschland, *Die Betriebswirtschaft* 1932, Heft 11/12, S. 311-313.
22. Pölnitz, Götz Freiherrn von (1953), *Fugger und Hanse; ein hundertjähriges Ringen um Ostsee und Nordsee*, J. C. B. Mohr.
23. Schiele, Hartmut (1967), “Betriebswirtschaftliche Aufschlüsse aus den Fugger-Veröffentlichungen von Götz Freiherrn von Pölnitz”, in: Schiele, Hartmut und Manfred Ricker (1967), *Betriebswirtschaftliche Aufschlüsse aus der Fuggerzeit, Nürnberger Abhandlungen zu den Wirtschafts- und Sozialwissenschaften*, Heft 25, Duncker & Humblot / Berlin, S. 5-110.
24. Voss, Wilhelm (1930), *Handbuch für das Revisions- und Treuhandwesen*, Stuttgart: C.E. Poeschel.